

技術基準対象施設

- ①水域施設
- ②外郭施設
- ③係留施設

- ④臨港交通施設
- ⑤荷さばき施設
- ⑥保管施設

- ⑦船舶役務用施設

⑧移動式施設 (移動式荷役機械にあっては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。)

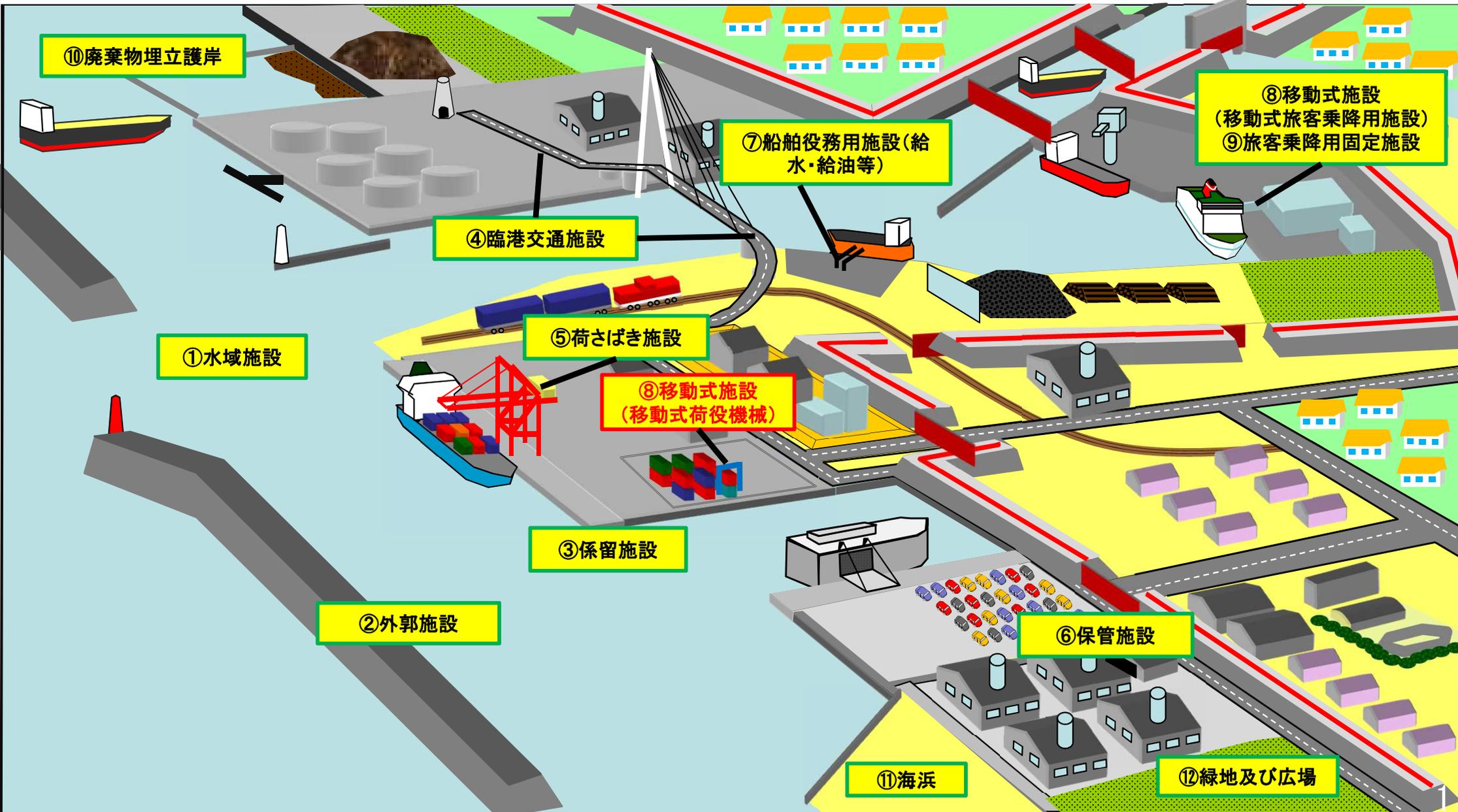
- ⑨旅客乗降用固定施設

- ⑩廃棄物埋立護岸

- ⑪海浜

- ⑫緑地及び広場

※①②③⑧⑨は港湾施設に限らない



港湾の施設と技術基準対象施設との関係

港湾施設(法第2条第5項)[赤字は技術基準対象施設]

- ① 水域施設 (航路、泊地、船だまり)
- ② 外郭施設 (防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁)
- ③ 係留施設 (岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場、船揚場)
- ④ 臨港交通施設 (道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河、ヘリポート)
- ⑤ 航行補助施設 (航路標識、信号施設、照明施設、港務通信施設)
- ⑥ 荷さばき施設 (固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋)
- ⑦ 旅客施設 (旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所)
- ⑧ 保管施設 (倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場、貯油施設)
- ⑧-2船舶役務用施設 (給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設)
- ⑧-3港湾情報提供施設 (案内施設、見学施設、その他)
- ⑨ 港湾公害防止施設 (導水施設、その他港湾公害防止施設)
- ⑨-2廃棄物処理施設 (廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設、その他)
- ⑨-3港湾環境整備施設 (海浜、緑地、広場、植栽、休憩所、その他)
- ⑩ 港湾厚生施設 (休泊所、診療所、その他福利厚生施設)
- ⑩-2港湾管理施設 (港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫、その他)
- ⑪ 港湾施設用地 (前各号の施設の敷地)
- ⑫ 移動式施設 (移動式荷役機械、移動式旅客乗降用施設)
- ⑬ 港湾役務提供用移動施設(船舶離着岸を補助するための船舶、船舶の給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両、廃棄物処理の用に供する船舶及び車両)
- ⑭ 港湾管理用移動施設(清掃船、通船、その他)

技術基準対象施設(政令第19条)

- ① 水域施設
- ② 外郭施設
- ③ 係留施設
- ④ 臨港交通施設
- ⑤ 荷さばき施設
- ⑥ 保管施設
- ⑦ 船舶役務用施設
- ⑧ 移動式施設
(移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。)
- ⑨ 旅客乗降用固定施設
- ⑩ 廃棄物埋立護岸
- ⑪ 海浜
- ⑫ 緑地及び広場

エリア

エリア 「港湾区域」及び「臨港地区」内 ※⑫～⑭は除く

- 港湾施設に限る
「港湾区域」及び「臨港地区」内
- 港湾施設に限らない
「港湾区域」、「臨港地区」外の施設も含む